

目次

- 1 表紙
- 2～3 北秋田市議会議員選挙
- 4～5 職員給与・職員数
- 6～7 ちいきの話題
- 8～9 合格祈願バター餅
- 各種コラム/市長ダイアリー
- 10～11 学びの広場/カレンダー
- 12～13 カラー特集 300号特集
- 14～15 健康ひろば ほか
- 16～19 information
- しごと/イベント/お知らせ
- 20～21 夜間当番医/慶弔/市営住宅
- 22～23 ごみの分け方・出し方 ほか
- 24 広告

市公式HP・SNS・Yahoo! JAPAN

市ホームページ

LINE

Instagram

Facebook

X

Yahoo! JAPAN

人口と世帯数

※1月31日現在の住民基本台帳による

総人口 27,084人(71人減)

男 12,825人(29人減)

女 14,259人(42人減)

出生 7人 転入 12人

死亡 65人 転出 25人

世帯数 13,196世帯(25世帯減)

※人口には外国人住民も含まます

期日前投票の期間と場所 (予定)

①市民ふれあいプラザ
1階 チャレンジブース (秋北バス待合室隣) 《期間》3月23日(月)～28日(土) 《時間》8時30分～20時
②合川庁舎・森吉庁舎・阿仁庁舎
《期間》3月23日(月)～28日(土) 《時間》8時30分～19時
③いとく鷹巣ショッピングセンター
《期間》3月23日(月)～28日(土) 《時間》9時～19時

開票所・時間 (予定)

鷹巣体育館
《開票時間》20時30分～ ※来場者が多いことが予想されるため、関係者で乗り合いを行うなど、駐車台数の削減にご協力ください。

会を通じて不在者投票ができます。ただし、手続きに日数がかかりますので、早めに本市に投票用紙を請求し、滞在地で投票してください。

なお、滞在地の投票場所は、滞在地の選挙管理委員会に確認してください。

【施設等】  
指定された病院・施設に入院（入所）している方は、その施設内で投票することができます。施設の職員などに申し出てください。

一定の障がいのある人の郵便による投票  
身体に重度の障がいのある方や、介護保険証の要介護状態区分が要介護5の方で「郵便投票証明書」の交付を受けている方は、郵便による不在者投票をすることができます。詳しくはお問い合わせください。

【入場券を郵送します】  
告示日の22日までに届くように、順次各世帯に郵送する予定です。

なお、告示日を過ぎて届かない場合は、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

※入場券を紛失した場合や、投票所へ持参し忘れた場合でも投票することができます。

【選挙公報をお届けします】  
選挙公報は、遅くとも選挙期日の2日前までに各世帯にお届けします。候補者の政見などが掲載されますので、投票の参考にしてください。

【お問い合わせ】  
選挙管理委員会事務局  
☎62-6614

北秋田市議会議員一般選挙

(3月22日告示)

投開票日 3月29日(日)

投票時間 7時～19時

一部投票区では18時までとなります。入場券をご確認ください。

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎62-6614

投票は18歳から

自分たちの声を市政に届ける市議会議員を選ぶ大切な選挙ですので、進んで投票に行きましょう。

●北秋田市議会議員一般選挙に投票できる方

平成20年3月30日以前に生まれた日本国民で、令和7年12月21日以前から本市の住民基本台帳に引き続き記録され、選挙人名簿に登録されている方。

積極的に期日前投票を利用しましょう

仕事や旅行などで投票日に投票ができない方や、投票日は混み合うので感染症が心配な方は「期日前投票」が利用できます。

入場券を持っていく際の投票所で投票してください。会場により投票時間が異なりますので、注意してください。

期日前投票混雑状況について

期日前投票最終日は投票者数が多い傾向があります。

合川庁舎、森吉庁舎、阿仁庁舎は比較的空いています。

感染予防対策を実施します

期日前投票所や当日投票所では、感染予防対策を行います。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

投票所での対策

- 手指消毒用の消毒液を設置します。
- 定期的に換気します。
- 記載台などを定期的に消毒します。
- 係員はマスクを着用する場合があります。

来場する皆さまへのお願い

- マスクの着用は個人の判断とします。
- せきエチケット(せき等を服のそで等で押さえる)をお願いします。
- ご心配な方は自分の筆記用具(鉛筆・ボールペン等)を使用できます。
- 投票所に行く前、帰った後は、手洗いと消毒をお願いします。
- ほかの来場者と一定の距離を空けてください。

滞在地や病院などで不在者投票ができます

【滞在地】  
長期出張などで市外に滞在している場合でも、滞在地の選挙管理委員